

#^お推し店をお得に応援！
KAKAMIGAHARA FUNDING
～プレミアム付商品券「このまち応援チケット」～

参加事業者募集要項

1. 本プロジェクト趣旨

本プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況が続く市内中小事業者の皆様を支援するため、クラウドファンディングを活用した事業を実施するものです。

プレミアム付商品券（以下「商品券」という）をリターン品としたクラウドファンディングにより、事業者の皆様には集まった支援金をお渡しすることで事前の収益を確保し、支援者の皆様には支援先でご活用いただける商品券をお渡しします。

また、市内事業者の皆様をPRすることで、集客の拡大を図るとともに、クラウドファンディングに馴染みのない事業者には、この機会にクラウドファンディングの仕組みの体験や理解により、今後の事業展開の一助となることを期待します。

2. 本プロジェクトについて

1) 事業概要

プロジェクト名	# ^お 推し店をお得に応援！ KAKAMIGAHARA FUNDING ～プレミアム付商品券「このまち応援チケット」～
実施内容	プレミアムを付与した商品券をリターン品として、クラウドファンディングを実施。
商品券	名称：このまち応援チケット 1枚500円、1セット13枚（6,500円分） プレミアム率30%
商品券発行者	各務原市（事業受託者（株）中広）
商品券利用先	本プロジェクトで発行される商品券は、支援先（指定した店舗）のみで使用が可能なものとなります。
参加事業者募集期間	令和4年3月15日（火）～令和4年4月22日（金） なお、募集期間終了後に追加募集することがあります。
支援募集期間	令和4年5月9日（月）～令和4年6月3日（金）
支援募集金額	1口5,000円 ※支援者からの支援総額は1事業者あたり210口（1,050,000円）を上限。 ※1支援者あたり5口（25,000円）を上限。 ※支援者は申込時に支援する事業者を指定。 目標金額1,000万円としてクラウドファンディングを実施

	<p>※目標金額に未達の場合でも事業は成立（All-in方式）。</p> <p>※目標金額を超えた場合、予算の上限額に達した場合は、支援募集期間内でも募集を終了。</p>
商品券の発送	支援期間終了後、3週間を目途に郵送します。
商品券利用期間	令和4年6月24日（金）～令和4年9月22日（木）
支援金の支払いとプレミアム分の換金	<p>支援金は、支援期間終了後3週間以内のお支払いを予定しています。</p> <p>プレミアム分は、月ごとに本プロジェクト事務局に郵送いただいた商品券を精算し換金することを予定しています。</p> <p>※換金期間は10月中旬までの予定です。</p>

2) 商品券について

- ① 商品券は、飲食や役務の提供、商品の購入等の取引において利用できます。
- ② 商品券と現金の交換はできません。
- ③ 商品券の盗難・紛失・滅失、偽造・模造等に対し、発行者は責を負いません。

3) 商品券の利用対象とならないもの

- ① 租税公課、公共料金（電気・ガス・水道・電話料金等）
- ② 出資や債務の支払い
- ③ 有価証券、ギフト券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する回数券や商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入、電子マネーへのチャージ
- ④ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ⑤ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑥ 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払いその他、各利用可能店舗が指定するもの
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に要する支払い
- ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩ 振込代金・振込手数料・収納サービス等の支払い
- ⑪ その他、発行者が利用対象として適当と認めないもの

3. 参加事業者の要件

市内に事業所または店舗等を持ち、下記要件を満たす事業者を参加事業者とします。

- ① 各務原市内に事業所を有し、営業中の事業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者および個人事業主に限る）。また、その事業に必要な営業許可を受けていること。

中小企業法に基づく中小企業者の定義

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業	3億円以下	300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売り業	5,000万円以下	50人以下

- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 岐阜県が発行している新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを取得しており、必要な感染対策が実施されていること。
- ④ その他各種感染症や、飲食事業者においては食中毒等の防止を徹底していること。
- ⑤ 本事業の遵守事項等に従うこと。
- ⑥ 本事業の趣旨を理解し、自らも情報発信し、支援を募る意思があること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の状況により、商品券の利用期間の変更に応じることができること。
- ⑧ 下記のいずれにも該当しないこと。
- ・大手フランチャイズチェーンとして事業を行っている。
 - ・スーパー（大規模小売店舗立地法に該当するスーパー（店舗面積 1,000 m²を超える店舗）、コンビニエンスストア、ドラッグストア、調剤薬局、医療機関や介護施設である。
 - ・役員等（法人にあって非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - ・暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ・「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等の店舗等の営業を行っている。
 - ・プレミアム付商品券の利用対象とならないもののみを取り扱っている。
 - ・特定の宗教、政治団体と関わっている。
 - ・公序良俗に反する営業を行っている。

4. 利用取り扱い店舗等の責務等

参加事業者は、次に掲げる事項を遵守することとします。本内容は、商品券を取り扱うすべての従業員等に周知してください。

- ① 使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認を必ず行ってください。
※明らかに色合いが違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察および事務局へ通報してください。
- ② 利用期間を過ぎた商品券は無効となりますので受け取らないでください
- ③ 商品券を受け取った際は、再流出を防ぐため、商品券に受取店舗名等を明記し、使用済みであることを明確にしてください。
- ④ 換金のため、使用済みの商品券を事務局に送付する際は、入金を確認するまで使用済み商品券の写し等の控えを大切に保管してください。
※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、控えがある場合でも、振込後2週間を過ぎての異議申し立てはできません。また、登録時の店舗名と商品券に記載された店舗名が異なる場合は換金できませんので、ご注意ください。
※また、換金期間終了後の換金は受付しません。
- ⑤ 商品券利用期間中における飲食やサービスの提供、商品の購入等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑥ 商品券の額面以下の利用については、お釣りを発生させないでください。
- ⑦ 商品券での支払いに伴う不足分は現金やキャッシュレス決済等で受け取ってください。
- ⑧ 商品券利用期間内については、商品券利用者が認識できるよう店舗等にチラシ等でその旨を提示してください。また、必要に応じて商品券利用者にご説明してください。
- ⑨ 支援金の入金は原則口座振込となります。なお、入金に関する手数料は全て事務局にて負担します。
- ⑩ 商品券の交換または売買は行わないでください。
- ⑪ 支援者への店舗等に関する情報発信は、各自で行ってください。
- ⑫ 代表者等、参加事業者の関係者等による当該参加事業者への支援は行わないでください。このような事実があった場合、発行した商品券は無効とし、精算には応じません。
- ⑬ 業種別ガイドラインに従って、感染拡大予防に努めてください。
- ⑭ 本プロジェクトに関する内容で事務局または市から問い合わせがあった場合は、真摯に対応してください。

その他、下記事項についてご注意ください。

- ① 参加事業者の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種・写真等）はホームページ等に掲載します。
- ② 募集要項に違反する行為により入金済の支援金の返金や賠償金の発生等が生じた際は請求する場合があります。
- ③ 募集要項に定めのない事項に関しては、各務原市がその都度対応を決定します。
- ④ 本プロジェクト事務局が運営する SNS（Facebook、Instagram 等）に店舗情報掲載を希望されない場合は、事前にその旨を事務局に申出てください。
お申出がない場合は掲載します。

5. 参加申込について

本プロジェクトに参加希望の事業者は、この「募集要項」を確認し、同意のうえ、所定の「事業者申込フォーム」（以下申込書）を事務局に提出してください。提出方法は、WEB フォーム、FAX、郵送となります。

申込をされる事業者の方は、「代表者の本人確認ができるものの写し（運転免許証等）」を「申込書」と併せて提出してください。その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

事業者の申込期間

令和 4 年 3 月 15 日（火）～令和 4 年 4 月 22 日（金）

申込に必要な書類

- ・申込書
 - ・代表者の本人確認ができるものの写し（運転免許証・保険証等）
- ※その他に必要なに応じて書類の提出をお願いする場合があります。

<WEB 申込フォーム>

スマートフォンやタブレットのカメラで右記 QR コードを読み込んで申込ができます。



<FAX の場合>

株式会社 中広 イベントセミナー部内 事務局
☎058-246-8305

<郵送の場合>

〒500-8137 岐阜県岐阜市東興町 27 番 中広ビル 4F
株式会社 中広 イベントセミナー部内 事務局
担当：篠原 聡
☎058-248-5611


※郵送料は申込事業者にて負担となります。


※同一事業者が運営する系列店等で利用店を分ける場合、それぞれの店舗での申込が必要となります。

6. その他

プロジェクト事務局（本事業受託者）

（株）中広（担当：篠原）

 058-248-5611

 058-246-8305

 kcf@chuco.co.jp

事業実施主体

各務原市 産業活力部 商工振興課（担当：柳澤）

 058-383-7284